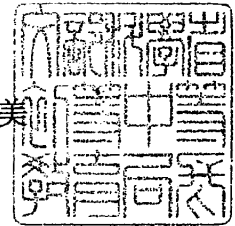


18文科初第1277号
平成19年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美



(印影印刷)

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における教員評価制度、
学校評価制度等に係る運用上の工夫等について（通知）

平成18年12月25日に、別添1のとおり閣議において、別添2の「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申」に示された「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが決定されています。その具体的内容は下記のとおりですので、各位におかれましては、地域の実情等に応じて、下記の事項にご留意いただくようお願いします。

あわせて、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、各私立学校の実状や独自性に十分配慮しつつ、域内の私立学校に対して、周知して頂きますようお願いいたします。

記

(1) 児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

- 授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう努めること。
- 校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう努めること。

(2) 私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

- 私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう努めること。

(問い合わせ先)

[教員評価関連]

初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03-6734-2588 (直通)

[学校評価関連]

初等中等教育局学校評価室

電話：03-6734-3705 (直通)

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について

（平成18年12月26日）
閣 議 決 定

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度以降の規制改革推進のための新たな3か年計画を策定する。

規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申

(抜粋)

平成18年12月25日
規制改革・民間開放推進会議

Ⅲ. 各分野における具体的な規制改革

9 教育・研究分野

(1) 学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

② 児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

【問題意識】

児童生徒・保護者による教員評価及び学校評価については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)(以下、「3か年計画(再改定)」)において、「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」とされたところであるが、学校現場の状況を見ると、実効性が伴っているとは言いがたい。

すなわち、内閣府「教育委員会アンケート」(平成18年11月27日)において、児童生徒・保護者による授業評価や個別の教員評価の実施について市区教育委員会の取組状況を尋ねたところ、約4割の小・中学校が児童生徒・保護者による授業評価を実施しているとの回答だが、そのうち誰が回答したかが一切分からないように無記名の調査を実施しているのはせいぜい3割程度であり、個別の教員評価を無記名の調査として実施しているのも1割程度に過ぎない。対外的な公表状況について

も第三者が閲覧できる形で公表しているのは2割弱に止まっている。また、同「保護者アンケート」によれば、教員評価（授業評価を含む）を過去に行ったことがあると回答した保護者は約6%に止まっている。国が促すとされている児童生徒・保護者による学校評価・教員評価が現場にほとんど浸透していないと言わざるを得ないが、その理由の1つとして、同アンケートの中の都道府県教育委員会に対する設問において、域内の市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を導入するように促しているかと尋ねたところ、「促している」との回答が46.8%（22都道府県）に止まっており、過半数の都道府県教育委員会が閣議決定を遵守していないという結果が明らかになっている。同アンケートによれば、73.6%の保護者が教員の勤務評定に児童生徒・保護者からの具体的な教員評価による結果を反映して欲しいと回答している。これらの調査結果をも踏まえ、当面、以下の施策を早急に講じる必要がある。

【具体的施策】

学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となっているが、同「3か年計画（再改定）」にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体的評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。【平成18年度中に措置】

併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、来年度以降も引き続き定期的に調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】

また、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討すべきである。【平成19年度より検討開始】

③ 私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

【問題意識】

児童生徒・保護者による教員評価及び学校評価については、「3か年計画(再改定)」において、私立学校への適用も促すこととされているが、文部科学省が策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日)や「初等中等教育局長通知」(17文科初第1183号 平成18年3月31日)においては、私立学校等へ適用すべきである旨が明示されていない。私立学校についても、公費が投入され規制・税制等による恩典を受けている以上、児童生徒・保護者による教員評価・学校評価を実施して適切に公表することは、納税者に対する説明責任を果たす上で必須のことであって、公立学校に準じた措置を講じることを私学助成の交付要件とすることについても検討する必要がある。内閣府「学校法人アンケート」(平成18年11月27日)によれば、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施状況について、実施しているとする回答が小学校・中学校でそれぞれ、22.1%、32.5%となっており、市区教育委員会経由での公立学校の調査結果(学校評価全体で小学校83.6%、中学校81.5%)と単純に比較はできないものの、公立学校よりも明らかに実施率が低いことは容易に推測できる。なお、同アンケートの中で「都道府県知事部局から、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を実施するよう、通知や指導を受けたかどうか」を尋ねたところ約4割の学校法人が「通知や指導を受けていない」と回答し、閣議決定事項が遵守されていないという由々しき結果が明らかになっている。当面、以下の措置を早急に講じるべきである。

【具体的施策】

私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促すべきである。【平成18年度中に措置】

併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、来年度以降も引き続き定期的に調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】